

『毒物劇物取扱者 短期合格テキスト 第4版』法改正箇所のお知らせ

弊社出版物「毒物劇物取扱者 短期合格テキスト 第4版」をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。
 書籍を発売した令和5年6月以降に法改正が実施された箇所がございます。以下に該当箇所を掲載致しますので、
 ご確認をお願い申し上げます。

| 頁数等 | 内 容 | 掲載日 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|---|---|--|---|---|---|---|--|---------------|
| 42 ページ 第1章 毒物及び劇物に関する法規 15 運搬の技術上の基準 ● 運搬方法 | <p>毒物及び劇物取締法施行規則 第13条の4 令和6年4月1日施行（令和5年厚生労働省令第163号による改正） 詳細は下記をご参照ください。 https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/pd_serve_digital_amend_231226.pdf</p> <table border="1" data-bbox="475 678 1305 891"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">旧</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>1人の運転者による連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）が、4時間を超える場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>1人の運転者による運転時間が、1日当たり9時間を超える場合</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="475 902 1305 1216"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">新</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>1人の運転者による連続運転時間（1回がおおむね連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）が、4時間（高速自動車国道又は自動車専用道路のサービスエリア又はパーキングエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず1人の運転者による連続運転時間が4時間を超える場合にあっては4時間30分）を超える場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>1人の運転者による運転時間が、2日（始業時刻から起算して48時間）を平均し1日当たり9時間を超える場合</td> </tr> </table> | 旧 | 1 | 1人の運転者による連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）が、 4時間を超える 場合 | 2 | 1人の運転者による運転時間が、1日当たり 9時間 を超える場合 | 新 | 1 | 1人の運転者による連続運転時間（1回が おおむね連続10分以上 で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）が、 4時間（高速自動車国道又は自動車専用道路のサービスエリア又はパーキングエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず1人の運転者による連続運転時間が4時間を超える場合にあっては4時間30分）を超える 場合 | 2 | 1人の運転者による運転時間が、 2日（始業時刻から起算して48時間）を平均し1日当たり9時間 を超える場合 | 令和6年 1月12日 |
| 旧 | 1 | | 1人の運転者による連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）が、 4時間を超える 場合 | | | | | | | | | |
| | 2 | 1人の運転者による運転時間が、1日当たり 9時間 を超える場合 | | | | | | | | | | |
| 新 | 1 | 1人の運転者による連続運転時間（1回が おおむね連続10分以上 で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）が、 4時間（高速自動車国道又は自動車専用道路のサービスエリア又はパーキングエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず1人の運転者による連続運転時間が4時間を超える場合にあっては4時間30分）を超える 場合 | | | | | | | | | | |
| | 2 | 1人の運転者による運転時間が、 2日（始業時刻から起算して48時間）を平均し1日当たり9時間 を超える場合 | | | | | | | | | | |
| 58 ページ 第1章 毒物及び劇物に関する法規 21 情報の提供 ● 情報の提供の詳細 | <p>毒物及び劇物取締法施行規則 第13条の11 令和5年12月26日施行（令和5年厚生労働省令第163号による改正） 詳細は下記をご参照ください。 https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/pd_serve_digital_amend_231226.pdf</p> <table border="1" data-bbox="475 1429 1345 1720"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">旧</td> <td>(1) 情報の提供は、次のいずれかに該当する方法により、邦文^{ほうぶん}で行わなければならない【施行規則第13条の11】。 ①文書の交付 ②磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達</td> </tr> <tr> <td>(1) 情報の提供は、次のいずれかに該当する方法により、邦文^{ほうぶん}で行わなければならない【施行規則第13条の11】。 ①文書の交付 ②電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達</td> </tr> </table> | 旧 | (1) 情報の提供は、次のいずれかに該当する方法により、 邦文^{ほうぶん} で行わなければならない【施行規則第13条の11】。 ①文書の交付 ② 磁気ディスク 、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達 | (1) 情報の提供は、次のいずれかに該当する方法により、 邦文^{ほうぶん} で行わなければならない【施行規則第13条の11】。 ①文書の交付 ② 電磁的記録媒体の交付 、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達 | | | | | | | | |
| 旧 | (1) 情報の提供は、次のいずれかに該当する方法により、 邦文^{ほうぶん} で行わなければならない【施行規則第13条の11】。 ①文書の交付 ② 磁気ディスク 、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達 | | | | | | | | | | | |
| | (1) 情報の提供は、次のいずれかに該当する方法により、 邦文^{ほうぶん} で行わなければならない【施行規則第13条の11】。 ①文書の交付 ② 電磁的記録媒体の交付 、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達 | | | | | | | | | | | |